

## 平成29年度 事業計画

### はじめに～社会の信頼と期待に応えるために～

わが国の人口は、平成27年を境に減少している中、人口に占める65歳以上の高齢者の割合は増え続けており少子高齢化社会への対応が急がれています。政府も少子高齢化に真正面から取り組み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に取り組んでいます。

司法書士は、登記の専門家として国民の権利の擁護に寄与するとともに、高齢社会を見据え、先見的に成年後見業務に取り組んできました。また、平成14年に獲得した簡裁訴訟等代理権を活用し、多重債務問題をはじめ賃貸トラブルや労働問題といった分野でも市民の身近な相談相手として活躍し、社会の信頼を獲得してきました。

司法書士は、様々な法律問題に対応できる専門職能であるにも関わらず、その業務内容についての認知度はいまだ低いと言わざるを得ません。そこで、業務内容が正確に認知され、さらなる社会の信頼を獲得できるよう、広報の在り方を見直し、市民と市町村、企業等に司法書士制度が認知されるよう制度広報の拡充に努めてまいります。

東日本大震災の発災以降、災害時の相談への対応は勿論のこと、その復興過程で問題となった所有者の所在の把握が難しい土地問題への対応が喫緊の課題となっています。当会では、災害時の法律相談について、県下34市町と協定を締結しており、今後は、未締結市町村への働きかけを行うとともに、発災時を見据えた体制づくりを行ってまいります。所有者の所在の把握が難しい土地問題については、法務局等と相続登記の促進等に関する連携、相談事業の拡充を行ってまいります。

社会の信頼に応え、地域連携を促進していくために、支部との連携を強化し、相談事業の拡充と研修等を通じた更なる会員の資質の向上を図ってまいります。県内4ヶ所に設置している司法書士総合相談センターの効率的な運用はもとより、相続登記の促進や空家問題への対応等を通して、市町村等との連携による相談体制等の拡充を行ってまいります。研修については、同時配信システムを活用し、県内各所で機動的な研修会場の設置を行い、研修の機会を確保に努めてまいります。

昨年は、熊本地震、台風の被害等多くの自然災害がわが国を襲いました。社会の信頼に応えていくためには、災害等の緊急時の組織体制等の危機管理体制の構築も急務と言わざるを得ません。司法書士会における危機管理マニュアルの拡充は勿論のこと、会員事務所における危機管理体制についての検討も進めてまいります。

### 重点事業

- 1 制度広報の拡充
- 1 市町村等との連携の強化
- 1 支部と連携した相談活動と研修の実施
- 1 災害時の危機管理体制の構築

## 事業方針

### 1. 制度の確立と改善に関する事業

司法書士の業務に影響ある司法書士法、民法、不動産登記法等関係法令の改正に関する調査、研究を行っていくとともに、実務的な留意点等の情報収集を行い、情報提供を行っていく。また、司法書士の商業・法人登記への関与率が低迷している実情について、その原因について調査を行うとともに、司法書士の企業法務への関与についての方策の研究を行っていく。

(具体的な事業内容)

- (1) 司法書士制度に関する調査研究
- (2) 民法・不動産登記法に関する法改正についての調査研究
- (3) 商業・法人登記への司法書士の関与に関する調査研究

### 2. 研修に関する事業

研修は、先ず、自己研鑽と自立によるべきである。会も市民の法的ニーズや社会の期待に応え、会員の資質向上を図るため、単位制研修制度を定め、一定の単位数を取得できるよう研修事業を実施しているところである。そのため、本年度は、毎月第一土曜日に開催している会員研修会において、主会場の他に2会場のサテライト会場を設け、同時配信による研修会を実施する。

裁判事務については、会員が知識を修得するための、講師を招いての一方向型研修会を実施する他、自らの知識を活用し、選択肢の比較検討をする能力の向上を図るための、事例検討会、ゼミ型の研修会を実施する。また、消費者法の分野においては、消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法の3法を扱う消費者関係法勉強会を定期的実施する。

また、司法書士が必ず身につけていなければならない職業倫理の保持を目的とする年次制研修会を実施する。

新人研修については、概ね登録後1～3年程度の新入会員に対して、司法書士実務に必要な具体的知識及び倫理を習得し、加えて指導司法書士による実務的・精神的サポート、新入会員の孤立を防ぐことを目的としてフォローアップ研修会を開催する。また、司法書士試験合格後、登録を予定している会員予定者に「新たに司法書士となる者が職責と社会使命を自覚するとともに、法律に関する理論と実務を身につける」ことを目的とする新人研修会の開催と配属研修を実施する。

(具体的な事業内容)

- (1) 役員研修の実施
- (2) 年次制研修の実施
- (3) 法令・実務に関する研修会の実施
- (4) 新人研修及び新入会員研修の実施
- (5) 支部における研修会への支援
- (6) 研修単位取得の促進

### 3. 業務と組織の改善、充実を図るための事業

当会には会則をはじめ多くの会の運営に関する諸規範がある。必要に応じて、会則及び規則等の見直しを図っていく。

埼玉友好士業協議会への参加、埼玉弁護士会との役員懇談会等を通じて会組織の充実を図っていく。また、会員の業務の円滑化を図るため、さいたま地方法務局と登記事務に関する連絡協議会の開催、さいたま家庭裁判所との成年後見・保佐・補助（各監督も含む）事件全般についての協議会への参加、県内簡易裁判所とは連絡協議会が開催できるよう働きかけを行っていく。

当会関連団体間においては、各団体の抱える問題の共有を図るため、公共嘱託登記司法書士協会、政治連盟、リーガルサポート埼玉支部、司法書士協同組合、青年司法書士協議会との連絡会議を開催するとともに、新年賀詞交歓会の共催を呼びかけていく。

事務局における保存資料の整理と電子化については、一元管理ができるよう規程等の整備、具体的な保存を行い、業務の改善を図っていく。また、理事会・委員会等の会議に出席する会員の利便性を図るため、会議資料の電子配付の検討を行う。

会組織については、役員改選年度であることに鑑み、前年度までの組織構成を踏まえつつ、事業計画の執行のため、危機管理部門の新設、必要な規模の組織体制を構築していく。

また、事業執行の検証等を通じ、事業の選択と集中、適切な組織体制の見直しを行うことにより、改善を図っていく。

（具体的な事業内容）

- （1）執務に関する諸規範の検討
- （2）埼玉友好士業協会、士業団体、法務局、裁判所等との連絡協議及び交流
- （3）賀詞交歓会の開催（関連5団体との共催）並びに公共嘱託登記司法書士協会、政治連盟、リーガルサポート埼玉支部、司法書士協同組合及び青年司法書士協議会との連絡協議
- （4）事務局環境（文書の保存・会議資料の電子化等）、危機管理体制の整備

### 4. 広報に関する事業

業務の内容が正確に認知され社会の信頼を獲得できるよう、従前から行っている相談事業に関する市民への告知、会員に対する会情報や業務に関する情報の提供を行っていく。また、司法書士の認知度を上げるため、マスコミへの広報活動や制度広報の手法等を検討し、広報活動を行っていく。

（具体的な事業内容）

- （1）会報の発行
- （2）ホームページの管理、運用及び改善
- （3）司法書士制度の広報

### 5. 法的サービスの拡充に関する事業

司法書士総合相談センターの運営については、県内4カ所ある総合相談センターを中核として、支部の協力を仰ぎながら、総合相談センター出張相談会を継続・拡大する。また、司法書士の認知度を向上させるため地域、専門機関・専門士業等他団体との連携を積極的

に図り、様々な法的サービスを提供する場面において司法書士の存在感を高め、市民の司法アクセスの向上を図る。

さらに、会員が、多重債務等救済支援事業や民事法律扶助制度（法テラス）をより活用しやすい環境づくりに取り組み、市民の権利擁護を担う職能としての地位確立を目指す。法テラス契約司法書士が、訴額140万円超の民事事件、家事事件についての相談を実施する場合の裁判書類作成業務相談料助成制度の創設を検討する。また、災害時の法律相談については、東日本大震災の被災各単位会からの要請に基づく相談員の派遣を行うほか、災害協定を締結した市町村との円滑な相談業務が行うことができるよう連携体制の構築を行っていく。

一方で、法的解決が困難と思われる事件を扱う事業を充実させることも重要であることから、調停センターの会員への周知及び利用促進を図る。

上記のように、相談から事件受託に至るまでの法的サービス拡充に努めることと並行して、市民の司法に対するリテラシーを向上させる法教育事業も拡大する。

（具体的な事業内容）

（1）司法書士法律相談の実施

- ①司法書士総合相談センターの運営
- ②常設電話法律相談の実施
- ③「法の日」司法書士法律相談の実施
- ④敷金（賃貸住宅）トラブル110番の実施
- ⑤遺言・相続相談会の実施
- ⑥リーガルサポート埼玉支部との共催による成年後見無料相談・講演会の実施

（2）地域連携の拡充

- ①市町村等の行政機関との連携
- ②専門機関・専門士業等他団体との連携
- ③自治体等主催の相談会への協力
- ④所有者の所在の把握が難しい土地・空家問題への対応

（3）市民の権利擁護活動

- ①多重債務者等の法的支援と地域連携
- ②民事法律扶助への協力及び利用促進
- ③少額事件裁判事務推進助成制度の実施及び利用促進

（4）災害時の法律相談への対応

- ①東日本大震災復興支援
- ②災害協定の締結及び相談体制の構築

（5）法教育の推進

（6）調停センターの運営

## 常務事項

- (1) 公共嘱託登記司法書士協会への助言
- (2) 司法書士による公益的活動の推進
- (3) 非司法書士排除活動の実施
- (4) 法務局委嘱による司法書士法等違反に関する調査の実施
- (5) 紛議調停手続の運用
- (6) 苦情への対応
- (7) 司法書士登録、司法書士法人届出、事務所名称届出、補助者届出手続等の管理
- (8) 会務システム・LANの保守、運用管理
- (9) 職員人事管理、職員研修、福利厚生の実施
- (10) 司法書士協同組合への委託事務の管理
- (11) 個人情報保護及び情報公開への対応
- (12) 会館の管理及び運営
- (13) 戸井田研修奨学金貸付制度の運用